

令和2年度第9回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年12月14日(月)午前9時30分～午前10時00分

2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中23名)

荒瀬 澄枝、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、
海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、
田戸 洋志、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、
原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(1名)

伊藤 良雄

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・岩本

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

藤村 守 委員 及び 藤原 敏郎 委員

をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、仁保下郷、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は295アールとなります。

議案第2号、芝崎町、無償移転です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

取得後の経営規模は30アールとなります。

議案第3号、矢原、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は113アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第4号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は148アールとなります。

議案第5号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は225アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第6号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住する農業兼公務員です。

取得後の経営規模は209アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第7号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社役員です。

取得後の経営規模は、248アールとなります。

議案第8号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社役員です。

取得後の経営規模は、213アールとなります。

議案第9号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

取得後の経営規模は、33アールとなります。

議案第10号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住する農業兼団体職員です。

取得後の経営規模は、285アールとなります。

議案第11号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、199アールとなります。

議案第12号、徳地伊賀地、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は82アールとなります。

議案第13号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は76アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第14号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は195アールとなります。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第15号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は17,747アールとなります。

議案第16号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は17,741アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第13号、議案第15号、及び議案第16号については、A委員が利害関係人に当たります。A委員に御退席いただいた上で、他の議案とは別に審議を行います。

恐れ入りますが、A委員は御退席願います。

(A委員、退席)

それでは、議案第13号、議案第15号、及び議案第16号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で議案第13号、議案第15号、及び議案第16号に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

それでは、以後の議案について、A委員の審議参加を認めます。

A委員の入室をお願いいたします。

(A委員入場)

それでは、議案第1号から議案第12号、及び議案第14号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で議案第1号から議案第12号、及び議案第14号に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第17号、錦町、用途地域内にある第3種農地に通路及び転回場を整備するものです。

なお、申請地は、平成25年の夏に農地法の許可を得ることなく隣接する宅地への進入路及び転回場として利用するために造成されたものですが、中央地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第18号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に賃貸住宅を建設するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図18ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第19号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第20号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に資材置場を整備するものです。

議案第21号、元町、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第22号、吉田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に貸駐車場を整備するものです。

議案第23号、矢原、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第24号、鑄銭司、農用地区域内の農地に資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

議案第25号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第26号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に建売住宅を建設するものです。

議案第27号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第28号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第29号、小郡新町二丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第30号、阿知須、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第31号、阿東地福上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案ついて、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第19号、議案

第24号、議案第27号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第32号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計83筆117,282㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。

議案第33号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計36筆、54,698㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。合わせて、参考位置図31ページを御覧ください。

議案第34号から議案第43号について、一括で説明いたします。

中央地区3件、川東地区2件、川西地区1件、徳地地区1件、阿東地区3件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第34号から議案第36号、議案第38号、及び議案第40号から議案第43号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第37号、議案第39号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。11月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

以上、令和2年度第9回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年12月14日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 藤村 守

署名委員 藤原 敏郎

記 録 者 岩本 康英